

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託(二件)

(震災援護室)

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

二

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)

(農林水産経営支援課)

二

○平成二十年宮城県告示第六百十七号(漁場設定計画の決定)の一部変更

更

(水産業振興課)

二

○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出

(建築安全推進室)

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

○開発行為に関する工事の完了

(震災廃棄物対策課)

三

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

三

選挙管理委員会

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

三

告 示

○宮城県告示第八百一十号

県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、利府町の災害弔慰金等支給審査会等の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

利府町と宮城県との間の災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関する規約

(災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定により、利府町は、その事務として行う災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第一条に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給のための審査会その他の合議制の機関(以下「災害弔慰金等支給審査会」という。)の設置及びその運営並びに災害弔慰金等支給審査会への諮問等(以下「災害弔慰金等支給審査会等の事務」という。)を宮城県に委託する。

(委託事務の範囲)

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害弔慰金等支給審査会等の事務(以下「委託事務」という。)の範囲は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による死亡又は障害であるかを審査するための災害弔慰金等支給審査会の設置及びその運営並びに当該災害弔慰金等支給審査会への諮問等とする。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(委託事務に要する経費の負担等)

第四条 委託事務に要する経費は、利府町が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、利府町と宮城県とが協議して定める。

(補則)

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに利府町長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害弔慰金等支給審査会等の事務の委託に関し必要な事項は、利府町と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、地方自治法第二百五十二条の第十四第一項の規定による利府町と宮城県との協議の成立の日から施行する。

○宮城県告示第八百一十号

県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、南三陸町の災害弔慰金等支給審査会等の事務を次の規約により受託した。

平成二十三年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

南三陸町と宮城県との間の災害甲慰金等支給審査会等の事務の委託に関する規約
(災害甲慰金等支給審査会等の事務の委託)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定により、南三陸町は、その事務として行う災害甲慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第一条に規定する災害甲慰金及び災害障害見舞金の支給のための審査会その他の合議制の機関(以下「災害甲慰金等支給審査会」という。)の設置及びその運営並びに災害甲慰金等支給審査会への諮問等(以下「災害甲慰金等支給審査会等の事務」という。)を宮城県に委託する。
(委託事務の範囲)

第二条 前条の規定により宮城県に委託する災害甲慰金等支給審査会等の事務(以下「委託事務」という。)の範囲は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による死亡又は障害であるか否かを審査するための災害甲慰金等支給審査会の設置及びその運営並びに当該災害甲慰金等支給審査会への諮問等とする。
(委託事務の管理及び執行の方法)

第三条 委託事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(委託事務に要する経費の負担等)

第四条 委託事務に要する経費は、南三陸町が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、南三陸町と宮城県とが協議して定める。
(補則)

(補則)

第五条 宮城県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに南三陸町長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害甲慰金等支給審査会等の事務の委託に関し必要な事項は、南三陸町と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、地方自治法第二百五十二条の第十四第一項の規定による南三陸町と宮城県との協議の成立の日から施行する。

○宮城県告示第八百三三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇八〇〇九八	ニチイケアセンター 角田市角田字扇町十一・五	同行援護	株式会社ニチイ学館	平成二十三年十一月一日
〇四二二二〇二六三	ニチイケアセンター 大河原 柴田郡大河原町字新青川十一・十二	同行援護	株式会社ニチイ学館	平成二十三年十一月一日

○宮城県告示第八百四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第二百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十三年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	水 域	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び 氏名	漁業の種類	特定第一号 漁業者数
宮城県第 二十加入 区	共第百十 二号漁業 権の区域	宮城県漁 業協同組 合の北組 支所(海 浜)地区 支所(海 浜)地区 支所(海 浜)地区	平成二十 三年十月 二十一日	石巻市北 上町十三 丁目三三 番三十一 号 武山 慶喜	漁業災害 補償法施行 令(昭和三十 九年政令第 九十三号) 第九十三条 第一号に規 定する漁業	二百六十三 人
宮城県第 五十七加 入区	共第百三 十号及 び共第百 三十二号 漁業権の 区域	宮城県漁 業協同組 合の石巻 地区支所 及び合巻 地区支所 及び合巻 地区支所	平成二十 三年十月 二十一日	石巻市田 代浜字大 泊五十二 番三十三 号 濱 温 石巻市田 代浜字敷 島九番 尾形千賀 夫	漁業災害 補償法施行 令(昭和三十 九年政令第 九十三号) 第九十三条 第一号に規 定する漁業	十七人

○宮城県告示第八百五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第二項の規定により、平成二十年宮城県告示第六百十七号（漁場設定計画の決定）の一部を次のとおり変更した。

平成二十三年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 変更した事項 別冊のとおり

二 変更に係る免許予定年月日 平成二十四年二月七日

三 変更に係る申請期間 平成二十三年十一月四日から平成二十四年一月六日まで

○宮城県告示第八百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十三年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

一般財団法人日本建築センター

二 変更後の届出者の住所

東京都千代田区神田錦町一丁目九番地

三 変更しようとする年月日

平成二十三年十一月七日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十三年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理（その二）業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十三年八月二十六日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本製紙木材株式会社 東京都千代田区一ツ橋一丁目一番一号

五 契約金額 六億四千五百万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の二第一項第五号該当

平成二十三年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理業務（石巻ブロック）一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十三年九月一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 鹿島・清水・西松・佐藤・飛鳥・竹中土木・若築・橋本・遠藤特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社東北支店 仙台市青葉区二日町一番二十七号

五 契約金額 一千九百二十三億六千万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の二第一項第五号該当

平成二十三年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 黒川郡大衡村大衡字塩浪三十四番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 黒川郡大衡村大衡字河原五十一番地一 松川 利守

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十五号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十一月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選挙告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二老人保健施設リバーサイド春圃の項中「気仙沼市錦町二丁目五二番九号」を「気仙沼市浪板一四〇番地」に改める。

別表第二社会福祉法人陽光福祉会特別養護老人ホームエコーが丘の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホーム潮音荘

同 市青葉区国見六丁目八七番一号

別表第二特別養護老人ホーム潮音荘の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十三年十一月四日から施行する。